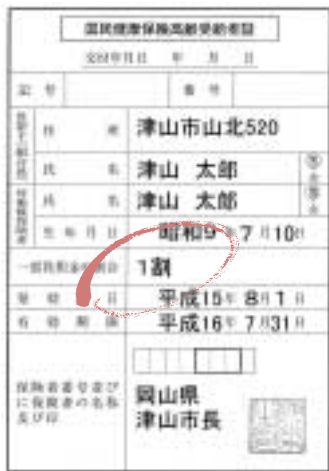


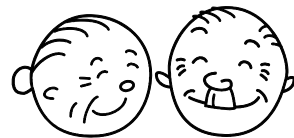


医療制度が少し複雑になっています。お医者さんにかかるとき、「保険証が変わったら必ず提示する」「領収証は捨てずに保管する」などの習慣を身につけましょう。



Q 70歳になる誕生日に白いカードが届き、病院で国保の保険証といっしょに使っています。見たところ、有効期限が今年7月31日となっているのですが、それ以降はどうなるのでしょうか？

A 7月中に新しいカードを世帯主に送付します。
白いカードの上部に国民健康保険高齢受給者証と印刷してあることを確認ください。中央あたりに書かれている「一部負担金の割合」は、今年7月までの負担割合です。8月以降の負担割合は、平成15年中の所得によって再判定し、7月中に新しいカードを送付します。



70歳からの医療制度 Q&A

国民健康保険高齢受給者証

老人保健法医療受給者証

Q 現在80歳なので、保険証と「老人保健法医療受給者証」をあわせて使っています。この受給者証には期限が書かれていませんが、ずっと使えるのでしょうか？

A 所得の増減があつて、判定で負担割合が変更になるまで使えます。
上記の高齢受給者証と同じ時期に所得の再判定を行います。その結果、負担割合が変更になる人だけに新しい受給者証を送付します。
8月以降、病院にかかるときには新しい受給者証を使い、古いものはお返しください。受給者証が届かなかった人は、負担割合の変更がありませんので、引き続き同じものが使えます。

国民健康保険・老人保健
についてのお問い合わせは、
市保険年金課（市役所1階
6番窓口）☎32 2071
へどうぞ。

就職・職場での人権尊重を！

笑顔あふれる職場をめざして

憲法では「何人も、公共の福祉に反しない限り、職業選択の自由を有する」。「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたわれています。

この季節、新社会人がよくやく職場になじみ、また来春卒業予定の学生が就職活動に入る時期でもあります。

事業者のみなさんは、社員の採用、採用後にあつて次のことに努めてください。

採用するとき
採否は本人の能力や適性によって決められるものです。採用機会の平等に十分心がけてください。
基本的な人権の侵害につながる身元調査をしない
男女差別をしない

採用してから
本人の希望・能力・適性を客観的に評価する
男女共同参画に努め、一人ひとりが人間として尊重され、活気に満ちた職場の雰囲気維持・充実させる
精神的疲れをいやし、悩みを相談できる仕組みをつくる

新社会人が他人の権利や立場について考え、学ぶことが、明るく住みよい社会の確立に結びつきます。
笑顔から笑顔へと思いやりを伝えていきましょう。

人権についてのお問い合わせは、市人権啓発課
☎32 2048へどうぞ。



とき・ところ: 8月4日(水)=イーストランド駐車場、9日(月)=ウエストランド駐車場、20日(金)=中央公園グラウンド土の広場 いずれも9時30分~正午 対象: 津山圏域の小学生、幼稚園・保育園の園児 持ってくるもの: 写生用具(画用紙は配布します) 参加費: 無料 問い合わせ先: 津山圏域消防組合予防課 ☎31-1260へ

こども消防
写生大会